

第 1 8 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 1 1 月 1 1 日 (木)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第18回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年11月11日(木)

ところ：香住町ファミリーイン今子浦

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長の選任

4 会議の成立

5 会議録署名委員の指名

6 議 題

(1) 報告事項

- ・ 美方町・村岡町・香住町合併協議会委員の変更について
- ・ 廃置分合申請について
- ・ 各種事務事業の取扱いについて
指定金融機関等の指定について

報告第32号 美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

7 その他

(1) 第19回美方町・村岡町・香住町合併協議会

日 時 平成16年12月15日(水) 13:30~

場 所 美方町総合センター

議 題 各種事務事業の取扱いについて

(2) その他

8 閉 会

9 講 話

「県下の市町合併の取り組み状況について」

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	上田節郎	美方町長	副会長
	岩槻健	村岡町長	会 長
	藤原久嗣	香住町長	副会長(職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	井上秀幸	美方町議会議員	
	木村吉弘	美方町議会議員	
	谷 洌 栄 一	村岡町議会議員	
	板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	上田孝	香住町議会議員	
	橘 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	朝倉富征	美 方 町	
	井上一郎		
	毛戸公彦		
	中村治泰		
	水間徳子		
	石垣健三	村 岡 町	
	井上源一		
	小谷道子		
	西尾高雄		
	三好忠男	香 住 町	
	伊藤誠		
	岡田久子		
柴崎一秀			
中村 曉			
村瀬晴好			
規約第9条第1項 顧 問	中村 茂	兵庫県議会議員	
	丸 上 博	兵庫県議会議員	
	西村 良二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

報 告	美方町・村岡町・香住町合併協議会委員の変更について	P 1
報 告	廃置分合申請について	P 2 ~ P 6
報 告	各種事務事業の取扱いについて(指定金融機関等の指定について)	P 7 ~ P 8
報告第32号	美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について	P 9 ~ P 16

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員の変更について

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員を平成16年10月14日をもって下記のとおり変更したので報告する。

平成16年11月11日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

記

1 規約第8条第1項第2号委員(議員)

新	旧
井 上 秀 幸	吉 田 範 明
木 村 吉 弘	本 城 繁 信

廃置分合申請について

廃置分合申請について報告する。

平成16年11月11日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

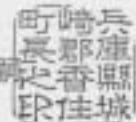
平成16年9月29日に開催した第17回合併協議会において全ての合併協
定項目が確認されたことにより、同年10月2日に合併協定調印式を行った。

これを受けて、各町ともに10月臨時議会において廃置分合等合併関連議案
を提案し、審議・可決のうえ、同年10月18日付をもって廃置分合申請書を
兵庫県知事宛に提出したので報告する。

総 第 143 号
村 役 第 1554 号
美 総 第 1337 号
平成 16 年 10 月 18 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

香住町長 藤 原 久 様



村岡町長 岩 槻 様



美方町長 上 田 節 様



城崎郡香住町、美方郡村岡町及び同郡美方町の廃置分合について(申請)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から城崎郡香住町、美方郡村岡町及び同郡美方町を廃し、その区域をもって新たに「香美町」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第 1 新町名及び名称選定の理由
- 第 2 新町の事務所の位置及び選定の理由
- 第 3 合併予定年月日
- 第 4 廃置分合を必要とする理由
- 第 5 合併協定書
- 第 6 新町まちづくり計画
- 第 7 議会の議決書及び会議録の写し
- 第 8 協議書(写)
- 第 9 現況表等
- 第 10 その他参考資料

廃置分合申請書

平成16年10月18日

香 住 町
村 岡 町
美 方 町

目 次

第 1	新町名及び名称選定の理由	1
第 2	新町の事務所の位置及び選定の理由	3
第 3	合併予定年月日	5
第 4	廃置分合を必要とする理由	7
1	位置と地勢	8
2	人口と面積	8
3	3町の沿革	8
4	3町の現況	9
5	合併までの経過及び取組	9
6	廃置分合を必要とする理由	10
第 5	合併協定書	11(別添)
第 6	新町まちづくり計画	13(別添)
第 7	議会の議決書及び会議録の写し	15(別添)
第 8	協議書(写)	17
第 9	現況表等	21
	その1 総括表	22
	その2 各項目における現況表	25
第 10	その他の参考資料	43
1	合併協議会の経過	45
2	合併協議会の規約等	49
3	組織図	60
4	委員名簿	61
5	位置図	62
6	施設等の一覧表及び現況写真等	63(別添)

調印後の合併事務手続きについて(予定)

年月日	香住町、村岡町及び美方町	兵庫県知事	総務大臣
16年 10月2日	合併協定調印		
10月7日 ～13日	各町臨時議会 ・廃置分合議案 他2議案 可決		
10月18日	県知事へ合併申請 (廃置分合申請) ⇒	県民局長 ・申請書受理	
		↓ 県知事 ・申請書受理	
10月中旬		↓ ⇨	
10月下旬		↓ ⇨	
11月下旬 ～		県議会 ・合併議案提案	
		↓	
12月中旬		・合併議案議決	
	合併(廃置分合) 決定書 受理 ⇨	合併決定 (廃置分合決定) ⇨	届出
17年 1月下旬	合併(廃置分合) の効力発生	⇨	↓ 告示
4月1日	新町「香美町」誕生		

*本書は、予定であり確定したものではありません。

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち、指定金融機関等の指定について別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年11月11日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

合併時までに調整が必要な事務事業の現況比較と調整方針

協議項目	協議項目		協議期日	協議方針		協議内容
	高方町	村西町		高方町	村西町	
指定金融機関等の指定	<p>無言なし</p> <p>1. 指定金融機関 ・株式会社 信用銀行 (開設日2003年8月18日)</p> <p>2. 指定代理金融機関 ・たじま農業協同組合</p> <p>3. 収納代理金融機関 ・信用連済中央信用支店 ・駒ヶ丘と銀行寄出支店</p> <p>4. 収納代理郵便番号等 ・村西郵便局、高尾郵便局、針ヶ原郵便局、高尾郵便局</p> <p>5. 手数料 (1) 公定収納郵便手数料 ①現金収納郵便手数料 1件 5円 ②口座振替手数料 1枚 5円 ③振替収入簿 20,000円 ④〜⑥十割徴収</p> <p>6. 指定・変更・廃除の方法 (1) 20日以内に書面をもって于各 (2) 契約年度に満了したときは、于各期間を以て更新</p>	<p>無言なし</p> <p>1. 指定金融機関 ・株式会社 信用銀行 (開設日2004年4月1日)</p> <p>2. 指定代理金融機関 指定なし</p> <p>3. 収納代理金融機関 ・三井住友銀行高尾支店 ・たじま農業協同組合 ・駒ヶ丘と銀行寄出支店 ・五箇年信用農業協同組合連合会 ・信用信用会連</p> <p>4. 収納代理郵便番号等 指定なし</p> <p>5. 手数料 (1) 公定収納郵便手数料 ①現金収納郵便手数料 1件 5円 ②口座振替手数料 1枚 5円 ③振替収入簿 20,000円 ④〜⑥十割徴収</p> <p>6. 指定・変更・廃除の方法 ①指定金融機関 ②指定代理郵便番号 ・収納代理郵便番号 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて行う旨を明示し交付しなければならない</p>	<p>協議内容</p> <p>■調整方針の内容【第3回協議会(議案)】</p> <p>指定金融機関等の指定については、合併時に再議する。</p> <p>2. 指定代理金融機関 指定代理金融機関については、指定金融機関のそれ以外の業務の一部を他の金融機関に切りかわせることは事務負担上煩雑であり、事務の統一と効率化を図る上で有効となる。また指定の必要は判断のされたいため、指定しないこととする。</p> <p>3. 収納代理金融機関 収納代理金融機関については、原則に存在する全ての金融機関及び三井住友銀行等相互間で再議することとする。</p> <p>4. 収納代理郵便番号等 収納代理郵便番号については、原則に存在する全ての郵便局を指定することとする。</p>	<p>協議期日</p> <p>■調整方針の内容【第3回協議会(議案)】</p> <p>指定金融機関等の指定については、合併時に再議する。</p>	<p>協議方針</p> <p>1. 指定金融機関 ・株式会社 信用銀行 (開設日2004年4月1日)</p> <p>2. 指定代理金融機関 指定なし</p> <p>3. 収納代理金融機関 ・三井住友銀行高尾支店 ・たじま農業協同組合 ・駒ヶ丘と銀行寄出支店 ・五箇年信用農業協同組合連合会 ・信用信用会連</p> <p>4. 収納代理郵便番号等 指定なし</p> <p>5. 手数料 (1) 公定収納郵便手数料 ①現金収納郵便手数料 1件 5円 ②口座振替手数料 1枚 5円 ③振替収入簿 20,000円 ④〜⑥十割徴収</p> <p>6. 指定・変更・廃除の方法 ①指定金融機関 ②指定代理郵便番号 ・収納代理郵便番号 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて行う旨を明示し交付しなければならない</p>	

報告第32号

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する
規程について

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について報告する。

平成16年11月11日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

合併準備事務の遂行を明確にするため、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 年 月 日承認

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程（平成 15 年合併協議会規程：報告第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ）合併の準備に関すること。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（準備室）

第 9 条 第 2 条第 4 号に掲げる事務を処理するため、事務局内に新町準備室（以下「準備室」という。）を置く。

2 準備室に室長、次長、係長その他必要な職員を置く。

3 分掌事務は、別表 2 のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

（読替）

2 改正後の第 9 条の規定により設置される職員の職務については、第 4 条の規定を準用する。この場合において、第 4 条中「事務局長」とあるのは「室長」と、「事務局の」とあるのは「準備室の」と、「事務局内の」とあるのは「準備室内の」と、「事務局次長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

3 改正後の第 2 条第 4 号の事務を執行するに当たっては、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程（平成 15 年協議会規程：報告第 3 号）第 2 条中「協議会に提案する必要な事項」とあるのは「合併準備事項等」と読み替えるものとする。

美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程（改正後）

（趣旨）

第1条 この規程は、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局の任務）

第2条 規約の規定による事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 合併の準備に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局参事、事務局次長、係長その他必要な職員を置く。

- 2 分掌事務は、別表のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて兵庫県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

（所掌事務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局参事は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 国県との連絡及び調整
 - (3) 事務局長の職務補佐
 - (4) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 事務局次長は、事務局長及び事務局参事の指揮監督を受け、次に掲げる職務を

行う。

- (1) 係の統括及び連絡、調整
- (2) 事務局長の職務補佐

4 係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

(事務局長の専決事項)

第5条 事務は、すべて事務局長を経て会長の決裁を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項は、事務局長において専決することができる。

- (1) 職員の出張に関する事。
- (2) 職員の休暇、欠勤、遅参、早退及び忌引の承認に関する事。
- (3) 職員の時間外勤務命令に関する事。
- (4) 消耗品の購入に関する事。
- (5) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (6) 物品及び現金の出納に関する事。
- (7) 軽易な事項の報告、照会及び回答並びに処理に関する事。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会事務所所在町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会事務所所在町の例による。

(給与等)

第8条 職員の給与については、それぞれの所属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会事務所所在町の例により協議会が支給する。

(準備室)

第9条 第2条第4号に掲げる事務を処理するため、事務局内に新町準備室(以下

「準備室」という。)を置く。

- 2 準備室に室長、次長、係長その他必要な職員を置く。
- 3 分掌事務は、別表2のとおりとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

(読替)

- 2 改正後の第9条の規定により設置される職員の職務については、第4条の規定を準用する。この場合において、第4条中「事務局長」とあるのは「室長」と、「事務局の」とあるのは「準備室の」と、「事務局内の」とあるのは「準備室内の」と、「事務局次長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の第2条第4号の事務を執行するに当たっては、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程（平成15年協議会規程：報告第3号）第2条中「協議会に提案する必要な事項」とあるのは「合併準備事項等」と読み替えるものとする。

別表（第3条第2項関係）

係名	分掌事務
総務係	1 庶務及び会計に関すること 2 予算編成に関すること 3 合併の諸手続きに関すること 4 協議会の会議に関すること 5 合併に係る広報に関すること 6 人事に関すること 7 報酬等支給に関すること 8 合併の方式に関すること 9 合併の期日に関すること 10 新町の名称に関すること 11 新町の事務所の位置に関すること 12 財産の取扱いに関すること 13 地域審議会の取扱いに関すること 14 その他他の係に属さないこと
計画係	1 新町のまちづくり計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 合併に係る資料の編纂に関すること
調整係	1 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 4 一部事務組合等の取扱いに関すること 5 地方税の取扱いに関すること 6 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること 7 条例、規則等の取扱いに関すること 8 事務機構及び組織の取扱いに関すること 9 使用料、手数料等取扱いに関すること 10 公共的団体等の取扱いに関すること 11 補助金、交付金等の取扱いに関すること 12 字名の取扱いに関すること 13 慣行の取扱いに関すること 14 国民健康保険事業の取扱いに関すること 15 介護保険事業の取扱いに関すること 16 消防団の取扱いに関すること 17 各種事務事業の取扱い 18 例規の編纂に関すること
電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること

別表2（第9条第3項関係）

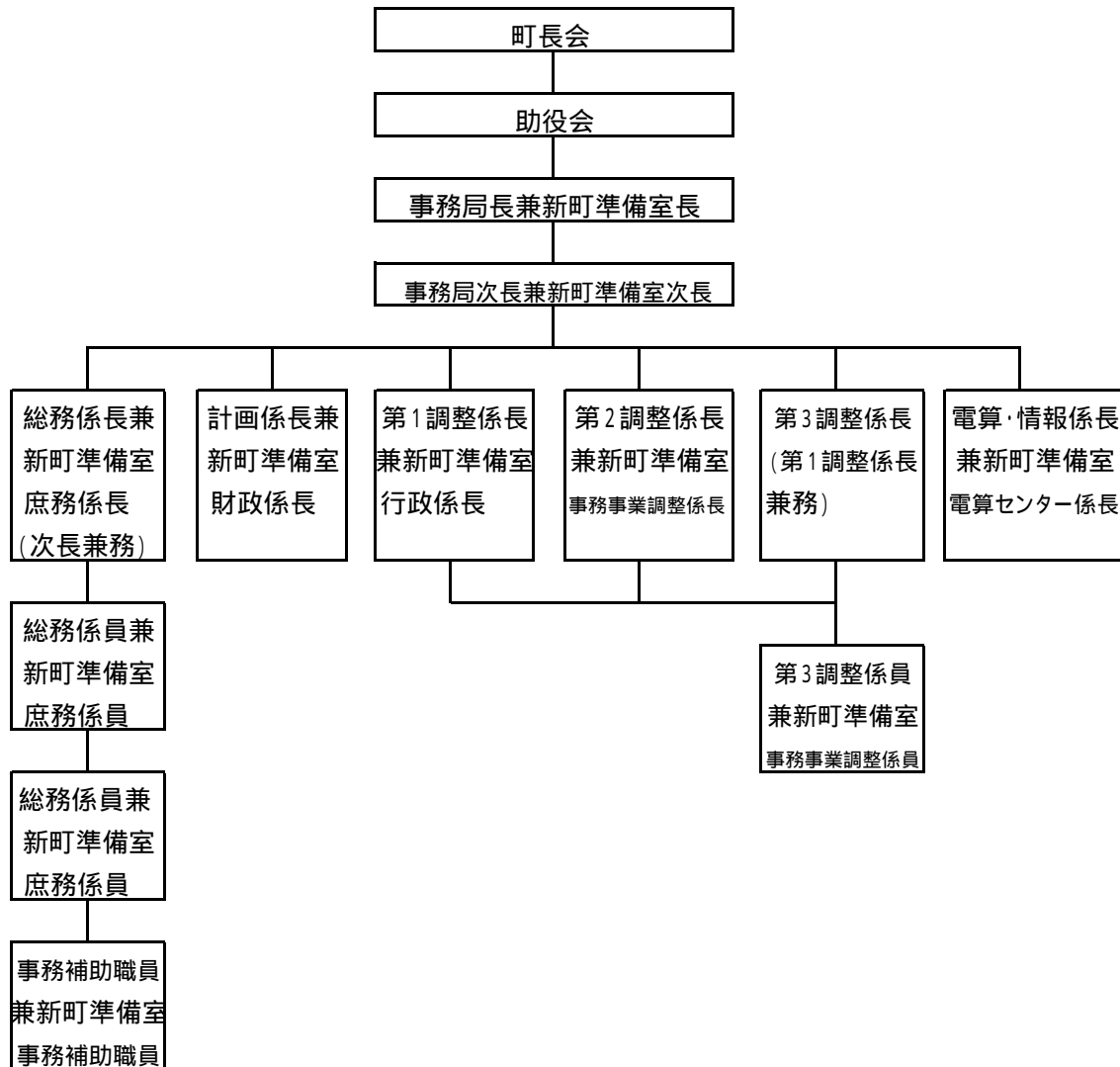
係名	分掌事務
庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務組織、事務分掌に関する事 2 合併移行準備に関する事 3 合併の記録に関する事 4 合併に伴う住民周知に関する事 5 その他他の係に属さない事
行政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域自治区の取扱いに関する事 2 一部事務組合の加入手続き等に関する事 3 公共的団体等との連絡調整に関する事 4 選挙事務に関する事
財政係	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町の予算編成に関する事 2 過疎地域自立促進計画に関する事 3 特別職等の報酬等検討委員会に関する事
事務事業調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種事務事業一元化に関する事 2 例規の整備に関する事
電算センター係	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算センターに関する事 2 公共施設ネットワーク整備に関する事

別紙 1

新町準備室の事務分掌

係 名	分 掌 事 務
庶 務 係	1 事務組織、事務分掌に関する事 2 合併移行準備に関する事 3 合併の記録に関する事 4 合併に伴う住民周知に関する事 5 その他他の係に属さない事
行 政 係	1 地域自治体の取扱いに関する事 2 一部事務組合の加入手続き等に関する事 3 公共的団体等との連絡調整に関する事 4 選挙事務に関する事
財 政 係	1 新町の予算編成に関する事 2 過疎地域自立促進計画に関する事
事務事業調整係	1 各種事務事業一元化に関する事 2 例規の整備に関する事
電算センター係	1 電算センターに関する事 2 公共施設ネットワーク整備に関する事

美方町・村岡町・香住町合併協議会新町準備体制図(案)



業務担当の内容

合併協議会事務局			新町準備室の各業務担当	
職名	氏名	備考	職名	業務
事務局長	藤原進之助		室長	統括
事務局次長	岸本典明	総務係長兼務	次長	総合調整、事務組織・事務分掌担当
計画係長	穴田康成		財政係長	新町予算編成、過疎計画担当
電算・情報係長	清水幸信		電算センター係長	電算センター、公共施設ネットワーク担当
第1調整係長	辺見泰正	第3調整係長兼務	行政係長	地域自治区、一部事務組合、選挙担当
第2調整係長	吉村松雄		事務事業調整係長	事務事業調整・例規整備担当
第3調整係主査	田尻幸司		事務事業調整係主査	事務事業調整・例規整備担当
総務係主査	川戸英明		庶務係主査	庶務、合併移行準備担当
総務係主事	中村貴志		庶務係主事	広報、記録担当
総務係事務補助職員	山本純子		庶務係事務補助職員	事務補助